

# 令和7年度男女共同参画推進に関する企画提案事業委託実施要領（三次募集）

## 1 目的

鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画を踏まえながら、民間の発想、専門性、経験を活かした事業を県内で活動する県民の団体・グループに委託実施することで、男女共同参画の理解者の裾野を広げ、男女共同参画を推進する人材育成を図る。

## 2 事業内容

### （1）委託内容

次のテーマに沿った企画提案を県内で活動する県民の団体・グループから募集し、先駆的な企画を提案した団体に委託実施する。

なお、募集する事業内容は普及啓発・人材育成を図るためのセミナー又は、これらを推進するための企画とし、（2）に定める内容に合致したものとする。

### （2）テーマ

年度ごとに重点テーマを設定した企画で実施することとする。令和7年度のテーマは次のとおりとする。

|                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| A 若者の男女共同参画を促進する企画                                                                 |
| 例：・若者を主な対象とした男女共同参画にかかるセミナーの開催<br>・若者を中心とした男女共同参画施策を検討・提案するグループの活動などの取組            |
| B 「男性の生きづらさ」の解消を促進する企画                                                             |
| 例：・“男らしさ”に捉われた「男性の生きづらさ」への理解促進を目的としたセミナーの開催<br>・生きづらさを抱えた男性たちを支援するようなグループ活動などの取組   |
| C 夫婦・家族のより良い関係づくりを促進する企画                                                           |
| 例：・夫婦や家族間の個人の尊重や適切な距離感への理解促進を目的としたセミナーの開催<br>・様々な事情により夫婦や家族関係に悩む方々を支援するグループ活動などの取組 |
| D 更年期障害への理解を促進する企画                                                                 |
| 例：・女性や男性にも生じる更年期障害への理解促進を目的としたセミナーの開催<br>・更年期障害に悩む女性や男性による語り合いの場づくりなどのグループ活動などの取組  |

### （3）募集数（委託数） 1事業（1団体）

### （4）委託金額 1事業あたり40万円以内（但し、セミナーのみの実施は30万円以内）

### （5）委託期間 委託契約の日から令和8年3月31日までの間で、事業実施に必要な期間とする。

## 3 委託対象者の要件

本事業の企画運営を推進することができ、次の各号の全てを満たす県内で活動する団体、グループ、企業等とし、法人格の有無は問わない。また、複数の団体等と共同して応募することもできる。

### （1）継続して自律的に活動する団体として一年以上の活動実績があり、事業実施体制が整っていること。

### （2）団体事務局又は活動のための事務所が県内に所在すること。

### （3）団体規約、会則、定款等を有していること。

### （4）事業実施にあたり、必要な範囲において県との打ち合わせに参加でき、連絡調整がスムーズに取れる体制を持つ団体であること。

### （5）暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## 4 公募講座の応募方法

### (1) 三次募集概要

＜募 集 数＞ 1 団体

令和8年3月31日までに完了する事業を対象に募集を行います。

| 区分      | 日程                               |
|---------|----------------------------------|
| 募集開始    | 令和7年9月25日（木）                     |
| 募集締切    | 令和8年1月31日（土）<br>ただし、募集数に達し次第締め切り |
| 審査結果の通知 | 適正な申請書の受付後、14日程度以内               |

※募集期間終了後、予算に余りがある場合は予算の範囲内で随時募集します。

※申請書の受付順に審査を行い、採択事業が募集数に達し次第、募集・受付を締め切ります。

### (2) 応募方法

①提出書類 「男女共同参画推進企画提案事業 企画提案書」1部（指定様式）

②提出方法 郵送、持参または電子メール

③提出場所 鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課（倉吉市駄経寺町212-5）

④その他

ア 企画提案書作成に必要な費用、県との打ち合わせに必要な経費については、各提出者の負担とする。

イ 提出のあった企画提案書については返還しない。

## 5 公募講座の選定方法

### (1) 審査・選定方法

鳥取県男女協働未来創造センター運営協議会委員等民間有識者及び鳥取県男女協働未来創造本部職員などで構成する選定委員会が審査を行い決定する。なお、審査にあたって、法令等に違反するものや県が行う事業として不適切な企画は、審査前に不採用とする。

### (2) 選定基準

選定委員は、企画提案書に基づいて次の点を総合的に評価・選定する。

ア 事業目的の適格性

イ 事業内容の的確性

ウ 事業効果

エ 事業遂行能力

### (3) 結果通知

選定の結果は、審査終了後、速やかに通知する。

## 6 委託手続き

### (1) 委託契約

採択された事業は、採択団体と県の協議により、具体的実施計画を策定し、内容が確定後、実施主体から事業実施計画書（指定様式）の提出を受けて、委託契約を締結する。

### (2) 報告書の提出

受託者は事業終了後、30日以内又は事業完了日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに事業実施報告書（指定様式）をセンターに提出する。

### (3) 委託料の支払い

事業完了検査後の精算払、又は、必要に応じて概算払とする。

(4) 事業実施に伴う収入

当該委託事業の実施に伴って発生した収入がある場合、事業費から当該収入を差し引いた額を上回る委託料は交付しないものとし、支払い済みの委託料がある場合は返還することとする。

(5) 委託事業の対象経費

| 対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                           | 対象外経費                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 取組企画（委託対象経費：40万円以内） <ul style="list-style-type: none"><li>事業を実施する上で必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）、その他、鳥取県男女協働未来創造センター所長（以下「所長」という）が特に必要と認める経費（以下「直接経費」という）。</li><li>間接経費（県との打合せ経費、事務用品費、電話代等）として直接経費の2割を上限として認める。</li></ul>               | <ul style="list-style-type: none"><li>企画提案書作成に要する経費</li><li>審査に要する経費</li><li>団体等の運営や維持のための経常的な経費（パソコン等の備品購入費等）</li></ul>                                                                                                                                   |
| ② セミナー（委託対象経費：30万円以内） <ul style="list-style-type: none"><li>講師謝金</li><li>講師旅費</li><li>会場使用料</li><li>ポスター・チラシ・成果報告書等の印刷製本費</li><li>オンライン開催に要する経費</li><li>消耗品費※</li><li>通信運搬費※</li><li>人件費・交通費※</li><li>託児料 など</li></ul> ※印の経費（事務的経費）については、参加者50人以上で18,000円、50人未満で14,000円を上限とする。 | <ul style="list-style-type: none"><li>企画提案書作成に要する経費</li><li>審査に要する経費</li><li>県との打ち合わせに要する経費</li><li>団体等の運営や維持のための経常的な経費（パソコン等の備品購入費等）</li><li>講師への土産代</li><li>スタッフの食糧費</li><li>事業参加者が消費する原材料費等※など</li></ul> ※参加者の飲食代及びその原材料費、参加者が成果物を持ち帰ることができる場合の材料費等を含む。 |

## 7 事業の成果

(1) 成果の取り扱い

報告書に関する著作権は鳥取県に帰属するものとする。ただし、実施団体が自ら利用することは自由とする。

(2) 成果の発表等

報告の内容について、県のホームページ等への掲載及び県事業への協力や成果発表等を依頼することがある。

## 8 附則

この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

この要領は令和7年4月1日から施行する。

この要領は令和7年9月25日から施行する。